

1 計画改定の趣旨

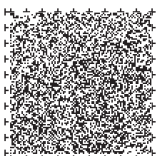
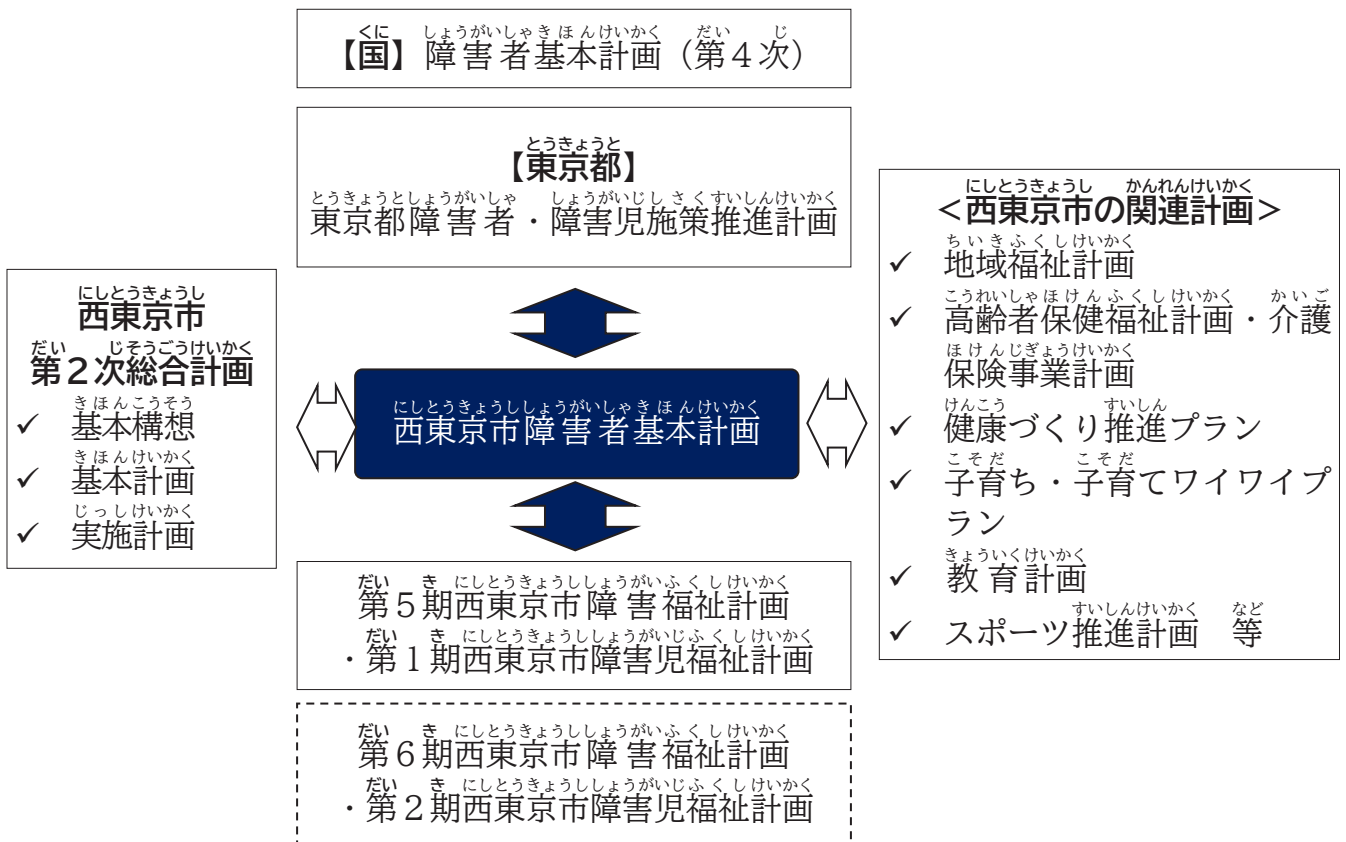
西東京市では、平成26年3月に、障害者基本法第11条第3項における「市町村障害者計画」に位置づけられる計画として、平成26（2014）年度から平成35（2023）年度までを計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を策定しました。

この度、平成30年度に同計画の中間年を迎えたことから、計画の一部改定を行い、後半5年間の「西東京市障害者基本計画」を策定しました。

2 障害者基本計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に基づく計画で、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画です。障害者総合支援法に基づいて策定している「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」とは、調和を保って作成するほか、「西東京市総合計画」をはじめ、関連計画とも連携を図りながら、施策・事業を進めていきます。

◆ 障害者基本計画の位置づけ ◆



3 計画の期間

後半5年間の計画期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までです。

◆ 障害者基本計画の計画期間 ◆

平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度	平成35 (2023) 年度
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

障害者基本計画

(前期)	(後期)
------	------

↑
中間年の見直し

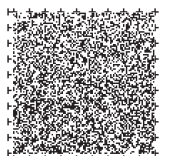
4 前半5年間の計画の進捗状況と課題等

前半5年間の計画で掲げた「重点推進項目」について、この5年間の取組状況や課題等を示しています。

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目 1】

障害のある子どもへの支援を充実します

- ✓ **早期発見・早期療育体制の充実を図りました。**
 - ◇ 全数対象の乳幼児健康診査を有効に活かしつつ、その後の療育に結び付けていく体制の整備を進めました。
- ✓ **障害のある子どもを持つ保護者への支援を行いました。**
 - ◇ 「ペア・ピアカウンセリング」「ペアレントメンター」等の取組のほか、就学相談や教育相談において、障害児教育の専門家や臨床心理士等による支援を行いました。
- ✓ **教育・相談事業を推進してきました。**
 - ◇ 「こどもの発達センター・ひいらぎ」での相談対応、幼稚園・保育園等への訪問による相談対応等を実施しました。
- ✓ **障害児の放課後等の居場所の充実に取り組みました。**
 - ◇ 放課後等デイサービスの事業所数は大きく増加しています。今後は、質



の向上等が課題だといえます。

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目 2】

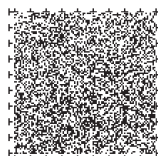
障害や障害のある人への理解を推進します

- ✓ 広報・啓発活動に継続的に取り組みました。
 - ◇ 市民まつりにブース出店を行い、ヘルプカード、ヘルプマーク、障害者差別解消法に関する普及啓発を行いました。
 - ◇ 障害者週間に、アスタセンターコートや市民会館を利用した障害者団体などによる自主製品の魅力発信・活動の普及啓発を行ったほか、講演会を実施しました。
- ✓ 障害者総合支援センターと地域の交流を促進しました。
 - ◇ 「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」において、フレンドリー祭りを開催し、各事業所、一般利用団体、地域住民との交流を図りました。
- ✓ 障害のある人をサポートする仕組みづくりを進めました。
 - ◇ 平成25年度より障害者サポーター養成講座を実施しました。
 - ◇ 「ヘルプカード」、「サポートバンダナ」の普及啓発を行いました。

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目 3】

相談支援体制を充実します

- ✓ 相談機関相互の連携を推進しました。
 - ◇ 切れ目のない相談支援体制を構築することを目的に、庁内関係課による検討委員会を開催し、子ども相談業務において、情報共有の必要性と連携の円滑化について検討しました。
 - ◇ 「基幹相談支援センター」と「相談支援センター・えぼっく」において、定例的なケース会議を行い、連携強化を図りました。
 - ◇ 相談支援部会において、事例検討や相談支援マニュアルの作成について検討し、相談支援機関との連携強化に努めました。



【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目 4】

障害のある人の社会参加を支援します

✓ 知的障害者を主に対象とする地域活動支援センターを開設しました。

◇ 平成28年度に、「地域活動支援センター・ブルーム」を開設しました。

✓ 就労援助事業を実施しました。

◇ 「障害者就労支援センター・一歩」にコーディネーターを配置し、必要な支援を行いました。

◇ 障害者就労支援セミナーを開催し、関係機関とのネットワーク構築に努めました。

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目 5】

地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

✓ 障害者虐待防止センター機能の充実を図りました。

◇ 障害者虐待防止センターの窓口を設置し、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や、虐待の未然の防止に努めました。

◇ 虐待防止に関するイベントを実施し、市民まつりにおいて啓発活動を行いました。

✓ 権利擁護センター・あんしん西東京との連携を推進しました。

◇ 権利擁護センターでは、申立ての手続支援を行うなどとともに、講演会の開催や、広報誌の発行などを通じて、権利擁護制度の普及啓発に努めました。

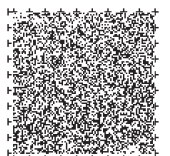
✓ グループホーム等の整備を進めました。

◇ 社会福祉法人等による設置に協力、事業所の誘致等を行いました。

✓ 避難行動要支援者個別計画の作成を進めました。

◇ 避難行動要支援者を対象とし、避難行動要支援者個別計画の作成を順次進めています。

◇ 防災知識の普及啓発のために、多くの市民を対象に防災講話を実施しました。



✓ その他、**障害者が地域で安心して暮らしていくために必要なこと**

- ◇ 地域で暮らしていくには、**障害や障害者に対する地域の理解をより一層高める**ことが必要です。
- ◇ 障害者の視点を意識した**防災や災害対策の充実**や、**障害者が65歳を迎える際**に、**障害福祉サービスから介護保険サービスへとスムーズに移行する体制の構築**も求められます。

5 後半5年間の計画の基本理念と基本方針

後半5年間の計画の基本理念と基本方針は、前半5年間の計画を基に、以下のとおり設定します。

◆ 後半5年間の計画の基本理念と3つの基本方針 ◆

基本理念

障害のある人が、その生涯にわたって、
個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、
住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

基本方針1

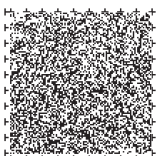
ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。

基本方針2

主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。

基本方針3

地域で安心して快適に、健康であること実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます。



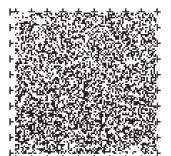
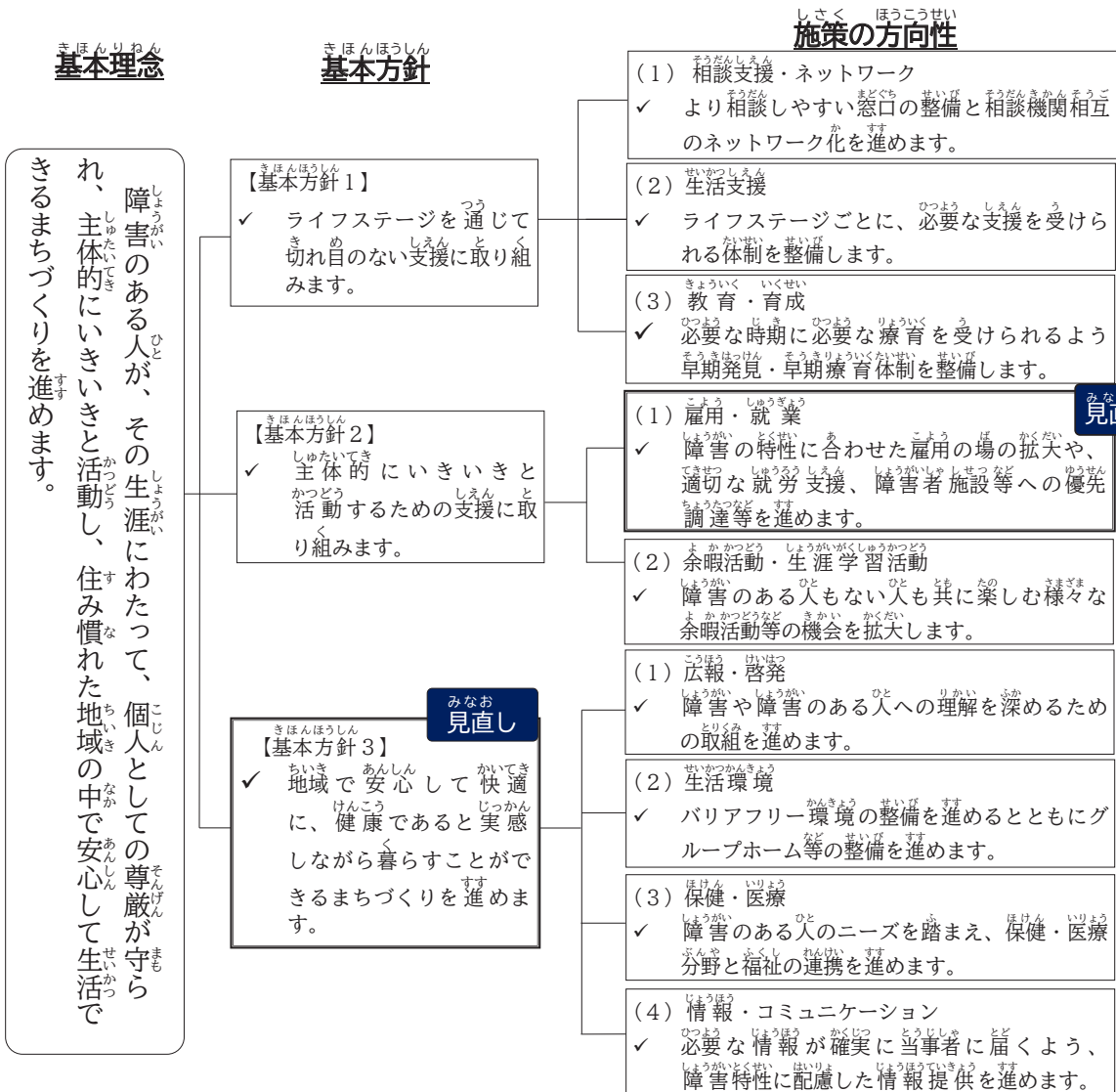
6 後半5年間の計画の全体像

後半5年間の「西東京市障害者基本計画」は、前半5年間の計画と同様に、「基本理念」及び3つの「基本方針」に紐づける形で、「施策の方向性」及び、市が展開・推進していく個別の具体的な各施策を定めました。

◆ 後半5年間の計画の全体像 ◆

いちみなお 一部見直し

ねんかん 5年間の 重点推進 項目	1 障害や障害のある人を理解し、「共生社会」の実現を目指します 2 障害のある人の社会参加を支援します 3 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します 4 障害のある人や家族へ、切れ目のない支援を充実します 5 相談支援体制を充実します
---	---



7 後半5年間の計画の重点推進項目

前半5年間における各施策の進捗状況や、平成29年度に実施したアンケート調査、ヒアリング調査の結果、平成30年度に開催した「西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会」における検討等を踏まえ、次の5つの項目を重点推進項目として設定しました。

今後、後半5年間の計画期間である平成31（2019）年度から平成35（2023）年度の5年間において、重点的に関連施策を推進していきます。

重点推進項目1

障害や障害のある人を理解し、「共生社会」の実現を目指します

✓ 誰もが安全安心に暮らしていける「共生社会」の実現を目指します。

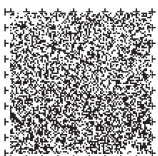
- ◇ 障害や障害のある人への理解や、合理的配慮に関する理解、啓発に取り組みます。
- ◇ 障害福祉サービス事業所や障害者支援団体と連携し、ボランティア体験等の取組の推進や、障害や障害者への理解促進につながる取組を行っていきます。
- ◇ 「大人の発達障害」についての認識や理解を広め、日常生活において生きづらさを感じつつ過ごしている人を少しでも少なくしていくよう努めていきます。

✓ 障害や障害者に関する理解や啓発に向け、取組を進めます。

- ◇ 小規模の、地域に根差した交流の場を設けることや、学校教育と連携し、小中学校等での講座等の実施を検討します。
- ◇ 子育て支援施策と連携し、障害のある子どもの地域社会への参加を推進します。
- ◇ 障害のある子どもと障害のない子どもの交流の活発化も目指します。

✓ 「障害者サポーター養成講座」の充実を図ります。

- ◇ サポーターを増やし、またフォローアップを充実させていきます。



重点推進項目2

障害のある人の社会参加を支援します

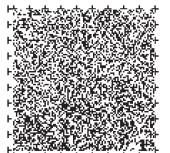
- ✓ 障害のある人が、それぞれの知識やスキルを活かし、活躍できるまちを目指します。
 - ◇ 就労、日中活動への参加といった、更なる社会参加を支援します。
 - ◇ 障害者就労施設における工賃の向上等に引き続き取り組みます。
 - ◇ 障害者雇用に意欲のある民間企業との連携により、多様な働き方・勤務形態の雇用の確保に取り組みます。
 - ◇ 一般就労への移行・定着の促進のため、ジョブコーチが職場に訪問することのほか、「就労定着支援」サービスを展開する事業所との連携による、安定して働くための定期的なフォローアップ等に取り組みます。
- ✓ 文化・芸術・スポーツ等の活動や生涯学習、余暇活動を支援します。

- ◇ スポーツについては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた障害者スポーツの振興の視点だけでなく、スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、スポーツ活動への支援の充実など、地域で障害のある人が活躍できる機会・場づくりの推進を図っていきます。

重点推進項目3

地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

- ✓ 安心して暮らせる、住まいや生活環境の確保に取り組みます。
 - ◇ 引き続きグループホームの設置、開設に向けた取組を進めていきます。
 - ◇ 障害者の地域での居住支援のための機能の集約を行う拠点である、「地域生活支援拠点等」の整備を進め、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。
 - ◇ 災害対策の更なる充実に取り組みます。
 - ◇ ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮したまちづくりを進めていきます。
- ✓ 生活全般における「アクセシビリティ」を高めていきます。



◇ 地域における、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさを高めています。

✓ 障害者に対する虐待を未然に防ぎます。

◇ 虐待の発見と迅速な対応を図るため、その啓発活動及び障害者虐待防止センターの広報活動に取り組めます。

✓ 成年後見制度の活用を支援します。

◇ より一層の制度活用支援に向け、制度や、相談機関の周知活動等に引き続き取り組めます。

重点推進項目4

障害のある人や家族へ、切れ目のない支援を充実します

✓ 障害や、世代に応じた必要な支援が受けられるように、情報を届ける仕組みや切れ目のない支援体制の構築を進めます。

◇ 障害のある子どもへの支援については、これまでに推進してきた、「早期発見・早期療育」を中心とした各種支援策を引き続き行っていきます。

◇ 保護者・家族への支援についてより重点的に取り組めます。特に、医療的ケアが必要な障害児について、保護者や家族がレスパイトを行える環境を整えます。

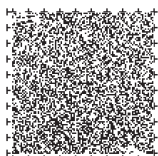
◇ 発達障害の可能性が考えられる児童について、保護者が悩みを抱え込んでしまわないように、ペアレントメンターの活動や、ペアレントトレーニング等を充実させることで、保護者を支援していきます。

◇ 障害のある児童・生徒の学校生活における課題等に、学校や、教育委員会と連携しながら対応します。

◇ 65歳を迎えた障害者が障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する際に、スムーズに移行できる体制の構築に努めます。

◇ 高次脳機能障害者への支援として、「保谷障害者福祉センター」において、医療機関との連携や相談事業、相談専門ダイヤルの取組に引き続き努めます。

◇ 若年性認知症の支援として、東京都が実施している相談支援機関の情報提供に努めます。



そうだんし えんたいせい じゅうじつ 相談支援体制を充実します

✓ ワンストップ型の相談窓口機能の充実や、地域における相談支援体制の底上げを図ります。

- ◇ 「相談支援センター・えぼっく」について、今後の基幹相談支援センター化を見据え、困難事例への対応等により、基幹相談支援センターとしての対応手法等の実践を通じ、相談支援体制の底上げを図ります。
- ◇ 「基幹相談支援センター」と「えぼっく」の役割分担を含めた、地域全体の相談支援体制のあり方をより具体的に検討します。
- ◇ 地域活動支援センターでの、各種申請等の手続支援、障害福祉サービスの案内、事業所や日中活動先の相談、日常生活のフォロー、サービス調整等、一般相談、同行支援、訪問支援等の充実を検討します。
- ◇ 個別の相談内容への対応力の強化に向け、相談員のスキルアップや、地域全体の社会資源を広く充実します。
- ◇ 相談支援機関や市の関係部署との連携をより一層図り、情報の一元・共有化等をすすめます。

